

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

新潟県 上越市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 上越市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

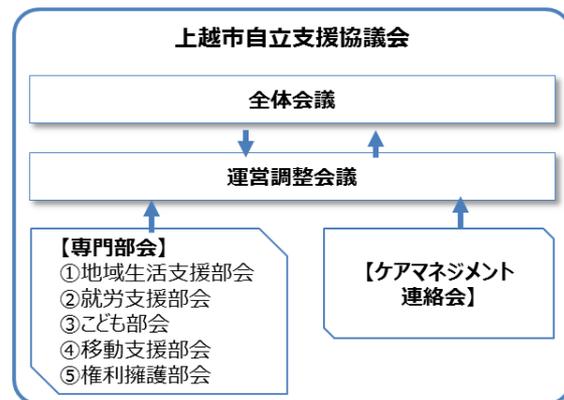
- 人口 195,880人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 7,593人
  - ・療育手帳所持者 1,643人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,710人
  - ・地域の高齢化が進んでおり、高齡の障害者が増えている。特に身体障害が多い
- 上越市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 平成26年度、市内の一法人から重度障害者のグループホーム(短期入所併設)の整備希望があり、平成27年に国の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施
- 上越市自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、協議開始



## 整備類型

### 併用整備型

(上越市における地域生活支援拠点等に求められる機能を6つの支援に整理し、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から機能整備を図る)

## 概要

- あんしん生活支援事業における相談支援は24時間365日により、相談→危機介入→再発防止まで切れ目のない支援を実施
- 市の委託事業「緊急短期入所用居室確保事業」において、緊急的な受け入れ等に対応するために緊急用の居室を確保
- 24時間365日相談対応及び緊急用の居室における対応を一体的に行うことで、緊急時の早期対応や早期解決につながる利点

## 相談

- 「あんしん生活支援事業」のコーディネート事業を委託
- 「あんしん生活支援事業」は24時間365日対応可能。コーディネーター2名が24時間携帯を所持し、オンコール体制をとっている
- 障害福祉サービスにつながらないケースや、相談支援専門員が対応しきれないケースをコーディネート事業で支援することが多い
- コーディネーターをサポートする、同法人内の職員がサブスタッフとして3名体制で駆けつけ等の直接支援の補助を行う

## 緊急時の受け入れ

- 「あんしん生活支援事業」と「障害者緊急短期入所用居室確保事業」で、短期入所施設及び民間アパートの1室を緊急用の居室として確保
- 強度行動障害支援者養成研修受講を促進し、緊急時の受け入れ体制を強化するなど、幅広い対象者に対応
- 緊急の定義は2日以内で、受け入れ後72時間以内に関係機関と今後の方針を協議

## 体験の機会、 場

- 施設入所する前の体験として短期入所にて泊まりの体験を実施

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談員・相談支援専門員を対象に年6回実施
- 強度行動障害に対応できる人材を増やすため、市独自のスキルアップ研修を実施

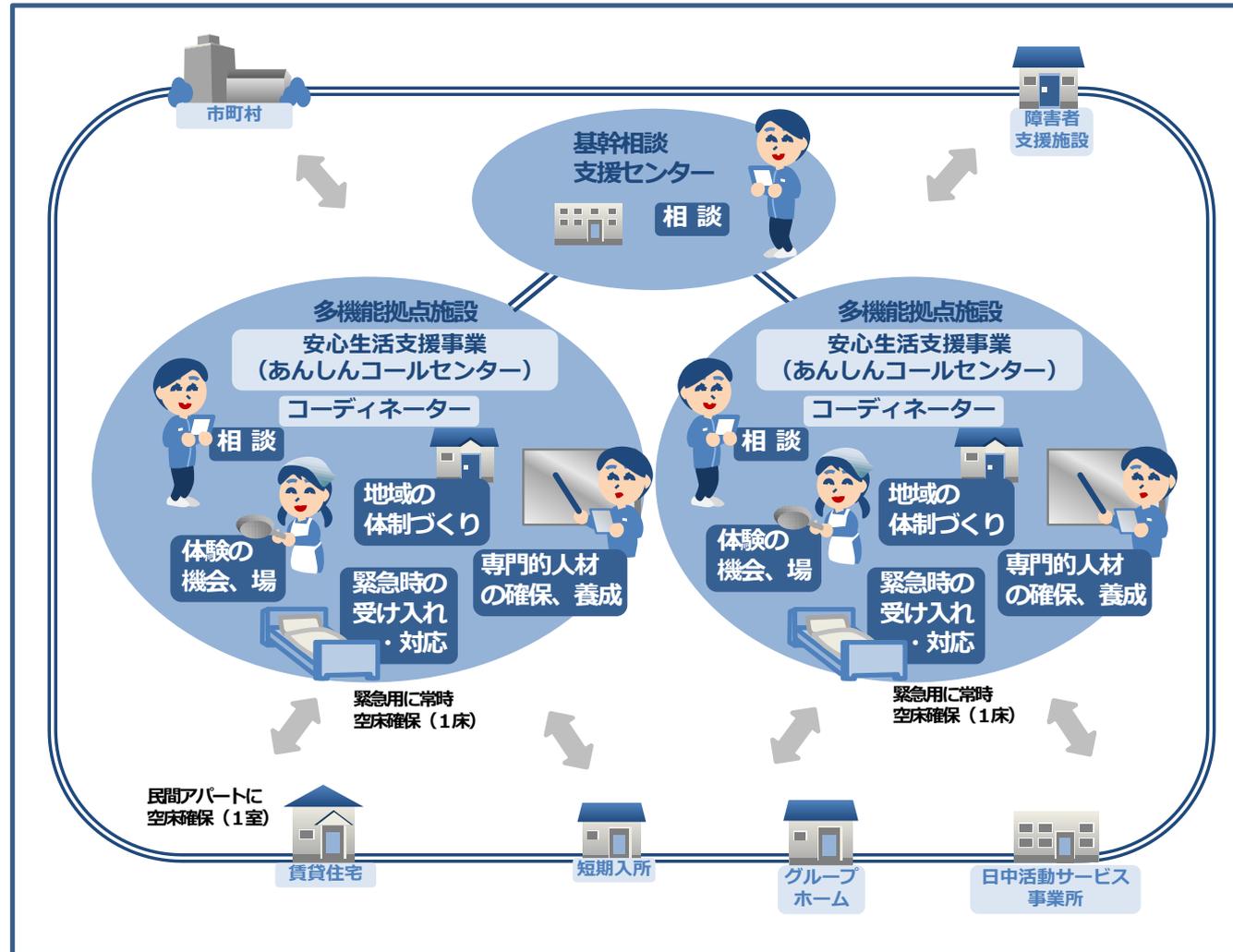
## 地域の体制 づくり

- 平成30年度から市内の1地域包括支援センターを「社会福祉法人みんなでいきる」に委託。特定相談支援、地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の委託事業を統合した総合相談事業として実施していく

## その他

「ー」

- 多機能拠点整備、面的整備の両面から、地域生活支援拠点等の整備を図る併用型
- 24時間365日相談対応及び緊急用の居室における対応を一体的に行うことで、緊急時の早期対応や早期解決が可能



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・40代 男性 精神障害

**利用した経緯**

- ・家族からのDVで、直接相談があった
- ・あんしん生活支援事業のシェルターで緊急一時保護

**利用の効果等**

- ・夜間や休日の場合、通常事業所での受け入れが極めて困難である。また初回利用（新規）のような人については情報が少なく、通常事業所での受け入れでは断られるケースになる
- ・拠点機能により、サービス利用とは直接関係ないケースや24時間での一時的な保護対応が可能となることで、初期安定を図ることが可能となった
- ・また翌日以降の調整までの安定確保に繋がっている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・20代 男性 知的障害（強度行動障害）

**利用した経緯**

- ・親族に不幸があり、既存事業所での受け入れ不可のため、受け入れ対応

**利用の効果等**

- ・強度行動障害等の困難性があると、通常事業所での対応は難しく、たとえ一時的であっても、他の利用者との関係で受け入れ困難となることが多い。拠点機能により、複数名での対応が可能となることで一時的な危急事態への対応を行え、地域生活をサポートすることとなっている

## ● 法人間の連携を図り整備拡充

関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議等により、地域生活支援拠点整備について、さらに議論を深め、法人に対しての合意形成を図る必要がある

## ● 医療機関との連携促進

重症心身障害者や医療的ケアを必要とする人に対して支援ができる看護師等の人材不足が課題

市内の関係障害福祉事業所や医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築したい